

大井鹿島町会 個人情報取扱規約(暫定)

(目的)

第1条 この個人情報取扱については、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに会員の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町会活動において会員の個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。

(個人情報の取得)

第3条 個人情報とは、「既存会員の情報」並びに「新規入会申込書」や「事業への参加申込み」等により、本人の同意を得て町会に提出された個人が特定される事項とする。

(同意の取消し)

第4条 会員は前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取り消すことができる。

- 2 前項の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求及び管理、その他文書の送付
- (2) 町会会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 緊急時・災害時における連絡又は安否確認等
- (4) 本会が主催・協賛する事業に関する連絡案内等
- (5) 総会において決定した利用目的

(管理)

第6条 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は会長が確認の上、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第7条 本会が有する個人情報は個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人

の同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得られないことにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

2 本会は、前項の提供をしたときには、その記録を作成し、3年間保存するものとする。

(委任)

第8条 この個人情報取扱規約に定めない事項は、会長が別に定める。

附則 本規約は令和6年度(2024年4月～2025年3月)の町会運営にあたって、暫定的に運用するが、この期間中に規約内容の過不足を確認し、必要な修正を行ったうえで令和7年度の総会において正式に町会会則に追加して承認を得ることができるよう準備する。

(令和6年5月12日 大井鹿島町会総会で承認)